

1. 普及啓発・本人発信支援

(1) 認知症に関する理解促進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
1 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進する。	厚生労働省	有		
2 特に、認知症の人と地域で関わる人が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員をはじめ、人格形成の重要な時期である子供・学生に対する養成講座を拡大する。	厚生労働省 農林水産省 経済産業省 金融庁 国土交通省 文部科学省 消費者庁 法務省 警察庁	無	<p>【厚生労働省】認知症サポーター養成研修のオンライン受講用の研修教材や配信用サイトを活用し、受講機会拡大を図った</p> <p>【農林水産省】令和3年12月の認知症施策推進関係閣僚会議幹事会を踏まえ、食品スーパー等の関係団体に対し、大綱の実施状況及び認知症サポーターの取組や養成講座の情報について、会員企業へ周知等の依頼を行った。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに関する企業に対して認知症サポーター養成講座について周知を行った。</p> <p>【金融庁】認知症サポーターのシンボルである巨大なオレンジリングを浮かび上がらせる「オレンジリングドレスアップ」の対応を行うことで、認知症サポーターの普及啓発に努めた。(令和4年9月)</p> <p>金融機関の職員における認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和5年6月末時点で約103万人となっている(令和4年6月末比104%)。</p> <p>【国土交通省】公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨を実施した。</p> <p>【文部科学省】各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を実施した。</p> <p>【消費者庁】消費者問題解決を目指す地域のための「見守り官民連携ガイドブック」を新たに作成し、ウェブサイト公表した。</p> <p>【法務省】実施庁において認知症サポーター養成研修を適切に実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の充実を図った。</p> <p>【警察庁】各都道府県警察において、警察本部職員や警察署員、新規に採用された警察学校の初任科生を対象に、部外有識者を招へいするなどして、「認知症サポーター養成講座」を実施した。</p>	<p>【厚生労働省】「日本認知症官民協議会」を通じた働きかけをはじめ、引き続き、認知症サポーターの養成に努める。また、オンライン受講も積極的に活用し、認知症の人と地域で関わる人が多い業種に従事する者等に対する受講機会拡大を図る取組を継続する。</p> <p>【農林水産省】引き続き、食品スーパー等の関係団体・企業との意見交換会等の機会を捉え、認知症サポーター及び養成講座等の取組について周知を行っていく。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループに関する企業に対して引き続き認知症サポーター養成講座について周知する。</p> <p>【金融庁】金融機関における更なる認知症サポーターの養成に向け、引き続き、認知症サポーターの普及啓発及び周知のための取組を実施する。</p> <p>【国土交通省】適宜機会をとらえ、公共交通機関等の事業者に対する認知症サポーターの周知を行うとともに、養成講座の受講勧奨に努める。</p> <p>【文部科学省】引き続き、各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を予定している。</p> <p>【消費者庁】消費生活センターは、地域において認知症の方々と関わる機会が多いため、消費生活センターで働く消費生活相談員等に認知症サポーター養成講座の受講を促す。また、消費生活相談の実態をもとに、地域の特性をふまえた認知症の方等を見守るためのネットワークづくり(消費者安全確保地域協議会の設置)を促進し、認知症の方々の消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>【法務省】引き続き、実施庁において認知症サポーター養成研修を適切に実施し、認知症を有する受刑者等への適切な処遇の充実を図ることとしたい。</p> <p>【警察庁】引き続き、各都道府県警察において、部外有識者を招へいするなどして「認知症サポーター養成講座」を実施する。</p>
3 地域や職域などで行われている、創意工夫を凝らした先進的な認知症サポーターの取組事例を全国に紹介する。	厚生労働省	無	オンラインで「認知症サポーターキャラバン令和3年度表彰式・報告会」を実施し、表彰式・報告会において、先進的な認知症サポーターの取組事例を周知した。	引き続き、厚生労働省ホームページや老健局認知症施策・地域介護推進課のSNSを通じた周知活動に努める。

<p>4 認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座(ステップアップ講座)の開催機会を拡大する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>ステップアップ講座の実施に係る費用について、都道府県・市町村それぞれの予算支援を継続した。また、令和2年度第2次補正予算により作成したステップアップ講座の動画教材を活用した。</p>	<p>引き続き、講座開催のための予算支援を実施。また、「チームオレンジ運営の手引き」の周知を図り、各都道府県・市町村での実施を働きかける。</p>
--	--------------	----------	--	---

5	子供・学生の認知症に関する理解促進のために、子供・学生向けの認知症サポーター養成講座の実施のほか、小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動等を推進する。	文部科学省	無	・各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を実施した。 ・学習指導要領に基づき高齢者に関する内容の学習が行われているところ、全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図った。	・引き続き、各都道府県教育委員会や大学等関係機関等の関係者に対する研修会や社会教育主事講習等の機会を捉えて、認知症サポーター及び養成講座に関する資料の配布を予定している。 ・高齢者への理解を深める教育を推進するため、引き続き全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、学習指導要領の趣旨の周知を図っていく。
6	全国キャラバン・メイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等を広く周知する。	厚生労働省	有		
7	本人の意思をできるだけくみ取り、それを活かして支援ができるよう、医療・介護従事者等の専門職向け認知症対応力向上研修や認知症サポーターのステップアップ講座等において、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容を盛り込み普及する。	厚生労働省	有		
8	世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び月間（毎年9月）の機会を捉えて認知症に関する普及・啓発イベントを集中的に開催する。	厚生労働省	有		
9	SNS（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室フェイスブック等）を活用し、認知症予防を含む各種取組やイベント情報、認知症予防に関するエビデンス及び調査研究事業の成果物の紹介等を発信する。	厚生労働省	有		
10	認知症に関する情報を発信する場として図書館も積極的に活用する。認知症コーナーを設置する等の先進事例を普及する。	厚生労働省	無	公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった世界アルツハイマーデー及び月間における各地の図書館の認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行った。	令和5年度も同様に、公益社団法人日本図書館協会より情報提供のあった各地の図書館での世界アルツハイマーデー及び月間における認知症普及・啓発の取組事例を厚生労働省ホームページへ掲載し、周知を行う。

(2) 相談先の周知

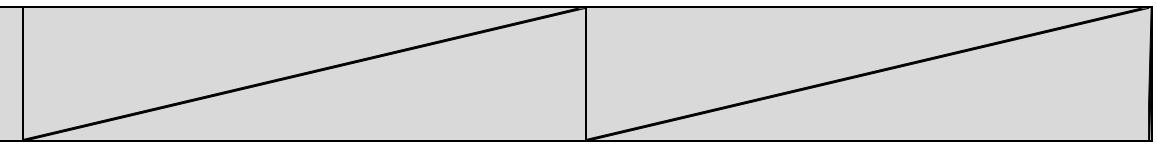
	KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
11	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターを含めた認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備する。	厚生労働省	無	・認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保した。	・引き続き、認知症に関する相談体制整備に必要な予算を確保する。
12	また、その際に「認知症ケアパス」を積極的に活用し、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにする。	厚生労働省	有		

13

福祉機関等を対象に、法テラスの法的支援の制度手続等について説明する機会を設けるなどして、更に周知する。

法務省

有



(3) 認知症の本人からの発信支援

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
14 認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。	厚生労働省	有		
15 認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が務める「キャラバン・メイト大使(仮称)」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。	厚生労働省	有		
16 世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。	厚生労働省	有		
17 先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアサポーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援など、認知症の本人による相談活動を支援する。	厚生労働省	有		
18 診断直後の支えとなるよう、認知症の人の暮らし方やアドバイスなどをまとめた「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」、本人が今伝えたいことや自身の体験を話し合った「本人座談会(DVD)」を普及する。	厚生労働省	無	令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議や厚生労働省ホームページ等で「本人にとってのよりよい暮らしガイド(本人ガイド)」や「本人座談会(映像)」の周知を通じて、普及に努めた。	引き続き、全国課長会議等や厚生労働省ホームページ等で「本人ガイド」や「本人座談会(映像)」の周知を通じて、普及に努める。
19 認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。	厚生労働省	無	令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行い、自治体が認知症の人の意見を反映させて行う施策(チームオレンジ、ケアパスの作成、ピアサポート活動など)を実施するにあたり、本人の意見を把握する手段として本人ミーティングの活用を促した。	毎年度各都道府県・市町村の取組状況を調査・把握し、共有予定。 引き続き、全国課長会議等で「本人ミーティング開催ガイドブック」の周知を行い、自治体が認知症の人の意見を反映させて行う施策(チームオレンジ、ケアパスの作成、ピアサポート活動など)を実施するにあたり、本人の意見を把握する手段として本人ミーティングの活用を促すこととしている。
20 市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める。	厚生労働省	有		

2. 予防

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
21 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、地域において高齢者が身近に通える場等を拡充する。	厚生労働省	有		
22 地区の公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である、例えば高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」について、介護保険の保険者機能強化推進交付金も活用し、更に拡充する。また、市民農園や森林空間、市町村で実施するスポーツ教室、公民館等の社会教育施設における講座や大学の公開講座等、地域住民が幅広く活用できる場も最大限に活用し、認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進する。	厚生労働省 農林水産省 文部科学省 国土交通省	無	<p>【厚生労働省】 ・通いの場での活動の再開や推進を図るため、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信、国による広報等を実施。 ・介護保険保険者努力支援交付金により介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価。</p> <p>【農林水産省】 (市民農園) 市民農園の開設に必要な手続及び各種法律の周知、農山漁村振興交付金のうち都市農業機能発揮対策及び農山漁村発イノベーション整備事業(定住促進・交流対策型)、農山漁村地域整備交付金による市民農園開設の支援を実施(令和4年3月末時点の市民農園数: 4,235農園)。また、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)において、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供するユニバーサル農園の開設を支援。 (森林空間) 令和5年2月に、森林空間の活用を推進するための、企業、医療保険者、行政・団体等を対象とするフォーラム等を開催した。</p> <p>【文部科学省】社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行った。また、それを広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図った(参考: 社会教育施設等における高齢者が参加できる学級・講座数: 761,431(令和2年度))。</p> <p>【国土交通省】社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備を支援するとともに、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を推進した。</p>	<p>【厚生労働省】 ・引き続き、好事例の横展開や特設WEBサイト及び通いの場アプリを活用した情報発信等を実施。 ・通いの場の普及展開を図るためのマニュアルを作成し、自治体に周知するとともに、活用を促進。</p> <p>【農林水産省】 (市民農園) 市民農園の開設に必要な手続及び各種法律の周知を進め、各交付金による市民農園の開設を引き続き支援するとともに、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)のうち農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農福連携型)において、農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供するユニバーサル農園の開設を支援。</p> <p>(森林空間) 令和5年9月に開催予定の「第12回日本認知症予防学会学術集会」において、森林空間を活用した体験サービスの効果等について講演。 また、各森林サービス産業推進地域で推進している体験プログラム等を取りまとめて公表するなど、引き続き、森林サービス産業の創出及び利用の促進に係る取組を推進する。</p> <p>【文部科学省】引き続き、社会教育を基盤とした取組(社会教育施設における講座の認知症施策に関する事例や高齢者の主体的な地域活動への参画事例を含む)について、優良公民館表彰等を通じて全国の優れた実践事例を収集するとともに、その効果等の客観的な分析を行い、広く全国に周知し、社会教育活動の啓発を図る。</p> <p>【国土交通省】引き続き社会資本整備総合交付金等により、高齢者等の運動の場となる都市公園の整備を支援していくとともに、自主的・継続的な運動プログラム等の取組を推進していく。</p>
23 また、これら的高齢者等が身近に通える場等における、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応、重症化予防につながる可能性があり、推進する。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症予防に資する取組の実践に向けたガイドラインの作成に関する調査研究事業」において、「市町村における認知症予防の取組推進の手引き」を作成し、市町村等へ周知を行った。	引き続き、ガイドラインの活用・周知を促していく。

(2) 予防に関するエビデンスの収集の推進

	KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
24	市町村においては、市町村の介護予防の事業や健康増進事業と連携した発症遅延や発症リスク低減(一次予防)のための取組、認知症初期集中支援チームによる訪問活動のほか、かかりつけ医や地域包括支援センター等と連携した早期発見・早期対応(二次予防)のための取組等を実施している。それらも参考にしながら、認知症の予防に資すると考えられる活動事例を収集し、全国に横展開する。	厚生労働省	有		
25	現時点では、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であることから、予防法の確立に向けたデータの蓄積のため、国内外の認知症予防に関する論文等を収集し、認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きを作成する。	厚生労働省	有		
26	三次予防等の効果の向上を図るため、国が保有する介護保険総合データベース(介護レセプト・要介護認定情報等)のデータ活用を促進するとともに、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、高齢者の状態、ケアの内容等のリアルワールドデータ等の必要なデータを新たに収集するデータベース(CHASE)を構築する。	厚生労働省	有		

(3) 民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みの検討

	KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
27	認知症予防に資するとされる民間の商品やサービスの評価・認証の仕組みを検討する。	経済産業省 厚生労働省	有		

3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

(1) 早期発見・早期対応、医療体制の整備

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
28 地域包括支援センター、かかりつけ医等の地域機関は、関係機関間のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、	厚生労働省	無	・かかりつけ医等の医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携の必要性について示し、研修を実施している。	・研修の継続的な実施及び必要に応じた研修内容等の改訂を行う。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、早期発見・早期診断の推進についても示している「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を盛り込む研修教材等の改正を行う予定。
29 認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努める。	厚生労働省	無	・かかりつけ医等医療従事者の認知症対応力向上研修において、早期の気づきと連携の必要性について示し、研修を実施している。 ・認知症疾患医療センターの「診断後等支援機能」において、診断後の適切な支援につなげるよう相談支援等を実施している。	・研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・つなげる。 ・切れ目ない支援が継続できるよう、診断後等支援機能をもつ認知症疾患医療センターについて、引き続き運営の支援を行う。
30 地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であり、入口相談機能を担っており、「地域包括支援センターの評価指標」や「保険者機能強化推進交付金」の活用による質の向上を図る。	厚生労働省	無	市町村や地域包括支援センターが、自ら実施する事業の内容を評価し、その結果を踏まえて、必要な人員体制の確保等につなげていく仕組みを設けており、令和4年中に実施した評価結果について、令和5年1月に全国の集計結果を周知した。また、保険者機能強化推進交付金においても、地域包括支援センターの体制の充実に関する指標を設け、必要な財政支援を行っている。	引き続き、事業評価や保険者機能強化推進交付金の活用を通じて、地域包括支援センターの質の向上に努めていく。 (令和5年中に実施した事業評価の集計結果について、年度内に周知する予定。)
31 医療・介護・福祉等の関係機関だけではなく、地域のスーパーマーケットや金融機関等の民間部門との連携も重要であり、例えば、スーパーマーケットの認知症サポーターが、買い物に来た高齢者の様子から認知症の可能性を感じた場合、まずは、温かく見守り、必要な場合はその場でできるサポートを行うことを基本としつつ必要に応じ、地域包括支援センター等の相談機関と連携する。	厚生労働省	無	令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議や令和5年6月に事務連絡において、令和2年度成果物の周知を行うなど、地域包括支援センターと民間企業等との連携の推進を図った	・引き続き、令和2年度成果物の活用等により、地域包括支援センターにおける民間企業等との連携を推進していく。 ・引き続き、各業種における認知症サポーター対応力向上のDVDの普及を通じて、地域包括支援センター等の相談機関の周知を行う。
32 認知症地域支援推進員の先進的な活動事例を収集し全国に横展開するとともに、	厚生労働省	有		
33 推進員の質の評価や向上のための方策について検討する。	厚生労働省	無	令和4年度老人保健健康増進等事業において、認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究を実施した。調査研究の成果物について、全国会議での周知や厚生労働省ホームページに掲載した。	引き続き、認知症地域支援推進員研修について、全国課長会議等で積極的な受講を促す。

<p>34 医療・介護等の有機的な連携を推進する目的で作成された「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」や「認知症者および家族への対応ガイドライン」等について、認知症地域支援推進員等による積極的な活用を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>令和2年度老人保健健康増進等事業において、認知症ライフサポート研修の実施状況を調査し、令和4年度も「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」等を厚生労働省ホームページにて周知した。</p>	<p>「認知症ライフサポート研修(認知症ケアに携わる多職種協働研修)テキスト」等について、引き続き厚生労働省ホームページ等で周知する。</p>
<p>35 認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるようにする。 また、かかりつけ医による健康管理やかかりつけ歯科医による口腔機能の管理、かかりつけ薬局における服薬指導、病院や診療所・自宅等への訪問等の場面における医師、看護師等による本人・家族への支援等の場において、認知症の疑いがある人に早期に気付いて適切に対応していくことが重要である。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。</p>	<p>・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、早期発見・早期診断の推進についても示している「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を盛り込む研修教材等の改正を行う予定。</p>

36	かかりつけ医は、認知症の人の日常診療を行うとともに、適宜、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担う認知症サポート医の支援を受けながら、認知症の疑いがある人や認知症の人に適切に対応し、必要がある場合は、適切な医療機関等につなぐ。	厚生労働省	無	各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、早期発見・早期診断の推進についても示している「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を盛り込む研修教材等の改正を行う予定。
37	かかりつけ機能に加えて地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局等も、認知症の早期発見・早期対応における役割が期待される。これらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理、服薬指導、本人や家族への支援等を適切に行うことを推進する。	厚生労働省	無	各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、早期発見・早期診断の推進についても示している「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を盛り込む研修教材等の改正を行う予定。
38	かかりつけ薬剤師・薬局による継続的な薬学管理と患者支援を推進するとともに、かかりつけ医等と協働して高齢者のポリファーマシー対策をはじめとした薬物療法の適正化のための取組を推進する。	厚生労働省	無	各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図る。 ・研修の継続的な実施及び必要に応じた研修内容等の改訂を行う。
39	かかりつけ医や地域包括支援センターは、診断後の本人・家族に対する精神的支援や日常生活等全般に関する支援が充実するよう、認知症疾患医療センター等の専門医療機関と連携する。	厚生労働省	無	各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携や早期に気づき・支援につなげることの重要性、認知症疾患医療センター等の専門医療機関との連携の必要性等について、意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・研修の継続的な実施及び必要に応じた研修内容等の改訂を行う。
40	認知症の人にBPSDや身体合併症等が見られた場合にも、医療機関、介護施設等で適切な治療やリハビリテーションが実施されるとともに、当該医療機関、介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築する。	厚生労働省	無	各医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されることを基本理念として示している「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の内容等を盛り込む研修教材等の改正を行う予定。
41	その際、入院・外来による認知症の専門医療も循環型の仕組みの一環であるとの認識の下、その機能分化を図りながら、医療・介護の役割分担と連携を進める。	厚生労働省	無	各医療従事者・介護従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施により、職種間の連携の深化を含め、早期に気づき・支援につなげる意識の醸成を図っている。	・引き続き各研修等の継続的な実施を通じて、支援に繋げるための連携の重要性を周知し、早期に気づき・支援につなげる。 ・研修の継続的な実施及び必要に応じた研修内容等の改訂を行う。

42	厚生労働省	無	地域の実情に応じ、地域連携クリティカルパス等地域の医療機関等の情報共有ツール等を作成する他、認知症疾患医療センター等を中心とした医療・介護等関係機関による連携会議等を実施し、地域の実情に応じた支援体制の構築を図っている。	活用状況等を把握しつつ、必要に応じて効果的な活用等について検討。
43	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援チームのあり方と効果的な活動に関する調査研究事業」において作成した認知症初期集中支援チームの活動事例集を市町村等へ周知した。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において「認知症の初期対応・支援の適切な推進のための市町村向けポイント集」を作成し、市町村等へ周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、事例集やポイント集について周知・活用を促していく。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、施策のあり方を引き続き検討する。
44	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究」において、認知症初期集中支援チームが対応すべき対象者の把握方法、地域包括支援センター等の関係する事業・施策との役割分担等を明確化するための検討を行うとともに、成果物として「認知症の初期対応・支援の適切な推進のための市町村向けポイント集」を作成し、市町村等へ周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、成果物について周知・活用を促していく。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症施策のあり方に関する調査研究事業」において、初期集中支援チームの活動を含めた、施策のあり方を引き続き検討する。

45	都道府県は、二次医療圏ごとに地域の医療計画との整合性を図り、認知症疾患医療センターを計画的に整備する。	厚生労働省	有		
46	認知症疾患医療センターにはこうした役割が期待されており、センター内の相談機能の充実を通じた地域包括支援センター等をはじめとする地域の相談機関との連携を含め、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を実施した。	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を継続する。
47	一般病院・介護施設においては、対応が困難な事例に苦慮している例もあり、認知症疾患医療センターによる助言・支援等を通じ、適切な対応が図られるよう検討を行う。	厚生労働省	無	・介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を実施した。 ・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行った。	・引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症疾患医療センター運営事業)によって、「認知症疾患医療センター」の運営への支援を継続する。 ・令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターのあり方を含む施策について検討する。
48	認知症疾患医療センターは、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源等を有効に活用するためのネットワークづくりを進めるとともに、	厚生労働省	無	・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行った。	・令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターのあり方を含む施策について検討する。
49	認知症の速やかな鑑別診断、診断後の本人・家族へのフォロー、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行う。	厚生労働省	無	・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行った。	令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターのあり方を含めた医療提供体制のあり方について検討を行う予定。
50	診断の際に、地域の当事者組織の連絡先を紹介するなど、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取組を実施すること等を通じ、診断直後の本人や家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行う。	厚生労働省	無	・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行った。	令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターのあり方を含めた医療提供体制のあり方について検討を行う予定。
51	引き続きこうした位置づけのもと、先進的な活動事例を収集し全国に横展開する。	厚生労働省	無	・令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症疾患医療センター運営事業の事業評価のあり方に関する調査研究事業」において、認知症疾患医療センターのあり方について検討を行った。	過去の成果物について周知・活用を促すとともに、令和5年度老人保健健康増進等事業「認知症の医療提供体制に関する調査研究」において、認知症疾患医療センターのあり方を含めた医療提供体制のあり方について検討を行う予定。
52	地域の中で、認知症の容態や段階に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示すとともに、各々の状況に最も適する相談先や受診先等を整理した「認知症ケアパス」が約6割の市町村で作成されている。未作成市町村における作成を促すとともに、	厚生労働省	有		
53	作成している市町村においては点検を行い、住民及び関係機関に広く周知する。その際に、認知症の人やその家族の意見を踏まえて行う。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、令和4年度全国課長会議で周知を行った。	引き続き、調査研究の成果物について、全国課長会議等や厚生労働省ホームページにおいて周知を行う。

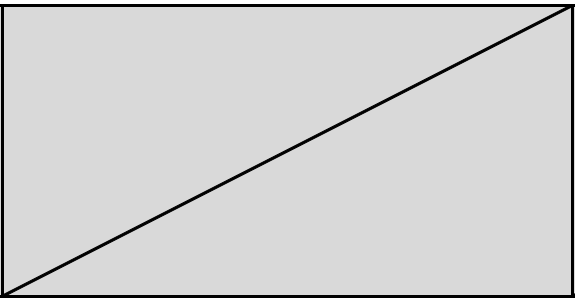
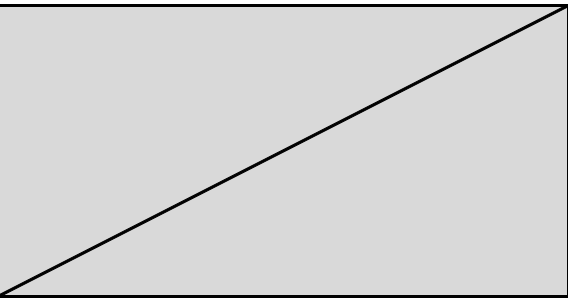
54 「認知症ケアパス」の作成・点検にあたっては、認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民の活動(インフォーマルサポート)を盛り込み、地域共生社会の実現を目指す。	厚生労働省	無	令和3年度老人保健健康増進等事業において、「認知症ケアパスの作成と活用に関する個別的支援手法の調査」を実施し、認知症ケアパスの作成や活用、見直しの際の留意点等をまとめたリーフレットを作成し、令和4年度全国課長会議で周知を行った。	引き続き、調査研究の成果物について、全国課長会議等や厚生労働省ホームページにおいて周知を行う。
55 医療・介護関係者間の情報共有のツールとして、地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進する。	厚生労働省	無	令和4年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、活用の推進を図った。	令和5年度も引き続き保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市町村版)の留意事項に、情報連携ツールに関する記載をし、引き続き活用の推進を促す。

(2) 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
56 認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施する。	厚生労働省	有		
57 認知症の人の身体合併症等への対応を行う急性期病院等では、身体合併症への早期対応と認知症への適切な対応のバランスのとれた対応が求められている。身体合併症対応等を行う医療機関での認知症への対応力の向上を図る観点から、関係団体による研修も積極的に活用し、一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修の受講を進める。	厚生労働省	有		
58 急性期病院をはじめとして、入院、外来、訪問等を通じて認知症の人と関わる看護師等は、医療における認知症への対応力を高める鍵となる。既存の関係団体の研修に加え、広く看護師等が認知症への対応に必要な知識・技能を修得することができるよう、関係団体の協力を得ながら研修を実施する。	厚生労働省	有		
59 病院以外の診療所・訪問看護ステーション・介護事業所等に勤務する医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修の実施についても検討する。	厚生労働省	有		
60 医療従事者等の認知症対応力向上研修においては、認知症の人を尊重し尊厳を守ることの重要性を受講者が理解するよう努めるとともに、医学の進歩や医療・介護提供体制の変化に対応するため適宜、必要な見直しを行う。	厚生労働省	無	令和4年度老人保健健康増進等事業「認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業」において、看護職員を対象とした研修カリキュラム等について、見直しを行った。	令和5年度老人保健健康増進等事業「かかりつけ医等の認知症対応力向上研修カリキュラムに関する調査研究」において、認知症基本法や疾患修飾薬等に関する最新情報の内容を入れ込み、既存の教材の見直しについて検討を行う。

(3) 介護サービス基盤整備・介護人材確保・介護従事者の認知症対応力向上の促進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
61 認知症の人が、それぞれの状況に応じて、適切な介護サービスを利用できるよう、市町村及び都道府県は、介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画を適切に策定し、計画に基づいて介護サービス基盤を整備する。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> 各地方厚生(支)局において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗管理に係る支援・助言を行った。 令和5年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗状況の管理の着実な実施について周知した。 第9期介護保険事業(支援)計画の策定に向け、計画の策定に資する手引きの作成や各種調査の集計・分析ツールを自治体に提供するなどにより支援を行った。 各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、第8期介護保険事業(支援)計画に基づき、介護サービス基盤を整備するための事業の支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方厚生(支)局において、第8期介護保険事業(支援)計画の進捗管理や第9期介護保険事業(支援)計画の作成について都道府県の支援を行う。 第9期介護保険事業(支援)計画の策定に向け、国の基本指針の見直しを行う。 各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護保険事業(支援)計画に基づき、介護サービス基盤を整備するための事業の支援を引き続き行う。

<p>62 介護従事者の処遇改善や就業促進、離職の防止など介護人材の確保については、介護職員の定着促進等を一層進めるため、2018年12月に「介護現場革新会議」を立ち上げ、3月に、「組織マネジメントの確立」「成功体験の共有等による職員のやる気の引き出し」「結婚・出産や子育てをしながら働ける環境づくりや、柔軟な働き方」「定年まで働ける賃金体系の確立」等を主な内容とする基本方針をとりまとめたところであり、今後、都道府県や政令市等におけるパイロット事業で得られた結果を踏まえ、業務仕分け、元気高齢者の活躍、ロボット・センサー・ICTの活用による介護現場の業務改善や介護業界のイメージ改善について、先進的な取組を全国に普及・展開する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>有</p>		
---	--------------	----------	--	--

<p>63 特に認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)については、認知症の人のみを対象としたサービスであり、地域における認知症ケアの拠点として、その機能を地域に展開し、共用型認知症対応型通所介護や認知症カフェ等の事業を積極的に行っていくことが期待される。また、地域に開かれた事業運営が行われないと、そのサービス形態から外部の目が届きにくくなるとの指摘もあることから、介護サービスの質の評価や利用者の安全確保を強化することについて、その方策の検討も含め取組を進める。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホームについては、令和3年度老介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和5年度)において、「認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業」を実施し、令和3年度介護報酬改定における3ユニットの事業所での例外的な夜勤2人以上とした配置の緩和が夜間のサービス提供等にどのような影響を与えたか等について調査し、また、3ユニット2人夜勤体制を導入している事業所等に対し効果実証を実施している。 ・認知症高齢者グループホームを含む地域密着型サービスの運営推進会議について、運営推進会議(外部評価を行う場合も含む)行う上での課題や課題を解決するための取り組み事例について調査を実施している。 ・令和4年度についても、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症伴走型支援事業)により、地域における認知症ケアの拠点として認知症高齢者グループホームなどを活用した認知症高齢者や家族に対する日常的・継続的な支援を提供するための伴走型支援拠点の整備について支援を行った。 	<p>○認知症高齢者グループホームについては、本認知症施策推進大綱の記載や左記を含め、これまでの調査研究事業の結果を踏まえ、令和6年度介護報酬改定に向けて、次のとおり社会保障審議会介護給付費分科会において議論を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療ニーズ、感染症への対応や医療機関との連携強化の観点から、「医療連携体制加算」の見直しや加算の新設等 ・見守り機器を導入した認知症対応型共同生活介護における効果測定事業の結果を踏まえた夜間支援体制加算の見直し ○また、左記改定検証調査の結果を踏まえ、夜勤職員の例外的な配置については、介護人材の有効活用の観点から、認知症対応型共同生活介護における見守り機器等のICTの活用を含む有効なオペレーションについて、引き続き、実態を把握することとしている。 ・引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(認知症伴走型支援事業)により、地域における認知症ケアの拠点として認知症高齢者グループホームなどを活用した認知症高齢者や家族に対する日常的・継続的な支援を提供するための伴走型支援拠点の整備について支援を行う。
<p>64 その他のサービスにおいても、利用者の中の認知症の人の割合が増加する中、在宅の中重度の要介護者を含め、認知症への対応力を向上するための取組を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月に、都道府県・指定都市に対して認知症介護基礎研修のeラーニング導入状況に関する調査を行った。 ・介護報酬改定検証として、認知症介護基礎研修について、研修受講義務付けによる効果を調査・検討した。 	<p>引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施を推進するとともに、受講環境の見直しやカリキュラム内容の見直し等が必要な研修の検討を行う予定。</p>
<p>65 認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSDを予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者養成研修を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>有</p>	<p style="text-align: center;">/</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>66 研修の推進にあたっては、eラーニングの部分的活用を含めた、受講者がより受講しやすい仕組みについて引き続き検討していく。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月に、都道府県・指定都市に対して認知症介護基礎研修のeラーニング導入状況に関する調査を行った。 ・介護報酬改定検証として、認知症介護基礎研修について、研修受講義務付けによる効果を調査・検討した。 	<p>引き続き、介護従事者に対する認知症対応力向上研修の実施を推進するとともに、研修のカリキュラムについて、受講環境の見直しやカリキュラム内容の見直し等の検討を行う。</p>

(4)医療・介護の手法の普及・開発

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
67 BPSDの予防やリスク低減、現場におけるケア手法の標準化に向けて、現場で行われているケアの事例収集やケアレジストリ研究、ビッグデータを活用した研究等をはじめとした効果的なケアのあり方に関する研究を推進する。	厚生労働省	有		
68 BPSDに投薬をもって対応するに当たっては、生活能力が低下しやすいことや服薬による副作用が生じやすいことなど高齢者の特性等を考慮した対応がなされる必要があり、「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン(第2版)」等の普及を図る。	厚生労働省	無	厚生労働省ホームページにおける周知内容について見直しを行った。	必要に応じ、ガイドラインの内容の改訂について検討を行う。
69 BPSDの予防に関するガイドラインや治療指針を作成し周知する。	厚生労働省	有		
70 引き続き、これらの仕組みに基づき、行動の制限が必要な場合にあってもそれが適切に行われるようにするとともに、	厚生労働省	無	各医療従事者や介護従事者を対象とした認知症対応力向上研修において、BPSDへの理解・対応・ケア等について理解促進・普及を行った。	引き続き研修の継続的な実施を通じて、BPSDへの適切な対応について理解促進・普及を図る。必要に応じ、研修内容等の改訂を行う。
71 これら以外の医療・介護等の現場においてもこのような趣旨が徹底されるようにするための方策について検討する。	厚生労働省	無	各医療従事者や介護従事者を対象とした認知症対応力向上研修において、BPSDへの理解・対応・ケア等について理解促進・普及を行った。	引き続き研修の継続的な実施を通じて、BPSDへの適切な対応について理解促進・普及を図る。必要に応じ、研修内容等の改訂を行う。
72 認知症の生活機能の改善を目的とした認知症のリハビリ技法の開発、先進的な取組の実態調査、事例収集及び効果検証を実施する。	厚生労働省	有		
73 人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要である。特に認知症等により意思決定に困難を抱える場合には、例えば療養する場所や延命処置等について、将来選択を行わなければならない場面が来ることを念頭に、そのあり方について検討する。	厚生労働省	無	認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図るため、令和3年度の調査研究結果やリーフレット等を活用して周知を図った。また、関係部署と連携し、人生の最終段階や後見事務のガイドラインなど、認知症の人を含めた、各種意思決定支援ガイドラインの普及・啓発を行った。	認知症の人の意思決定支援の理解促進・定着を図るため、昨年度の調査研究結果やリーフレット等を活用して周知を図っていく。また、令和5年度の調査研究において、人生の最終段階や後見事務のガイドラインなど、認知症の人を含めた、各種意思決定支援ガイドラインの活用状況について実態把握を行う。
74 多職種協働により、あらかじめ本人の意思決定の支援を行う等の取組を推進する。このため、本人の特性に応じた意思決定支援を行うために策定した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を医療・介護従事者への研修において活用する。	厚生労働省	有		

(5) 認知症の人の介護者の負担軽減の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
75 高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要である。こうした観点から、育児休業・介護休業等又は介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に基づく介護休業等制度のさらなる周知を実施し活用の促進に取り組むとともに、企業及び労働者双方の抱える課題を踏まえた「介護離職を予防するための仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及促進、「介護支援プラン」の策定支援、仕事と介護の両立支援に取り組む企業への助成金の支給など、介護離職ゼロに向けた職場環境の整備に取り組む。	厚生労働省	有		
77 (介護者の負担軽減のため、通所介護や訪問看護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護等のサービスの活用を引き続き進めるとともに、) 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し地域の実情に応じた方法により普及する。	厚生労働省	有		
78 認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能である。このため、心理的負担の軽減につながる効果も含め、認知症疾患医療センター、認知症初期収集中支援チーム、介護サービス事業所等における家族教室や家族同士のピア活動について、好事例を収集する等の取組を促進する。	厚生労働省	無	令和元年度から令和3年度までの間、認知症介護者のためのインターネットを用いた自己学習及び支援プログラムの開発と有効性の検証のための厚生労働科学研究を実施した。 ・令和4年度より、家族の介護負担感軽減や家族関係の再構築等を踏まえ、認知症の人と家族を一体的に支援するための事業を地域支援事業交付金の補助対象とした。	引き続き、家族教室や家族同士のピア活動についての好事例を自治体等へ周知や、認知症の人の家族等への支援を行っていく。

4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

(1)「認知症バリアフリー」の推進

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
79 日常生活や地域生活における移動、消費、金融、小売等の様々な生活環境について、分野ごとに好事例の収集等を行い、認知症になっても利用しやすいよう改善や工夫を図る。	厚生労働省 経済産業省	無	【厚生労働省】令和4年度認知症バリアフリーワーキンググループにおいて、業態等に応じた4業種の認知症の人への接遇方法に関する手引き「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」を作成した。 【経済産業省】「認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業」について買い物や社会参加等をテーマとして、本人や家族のQOL等について効果検証を行う企業を継続採択し、R5.3月まで効果検証を実施し、検証成果を得た。また、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて実施した、本人の意見を踏まえた商品・サービス開発モデルである「当事者参画型開発モデル」の実践企業公募において、買い物や移動・交通、金融、社会参加等を想定されるテーマとした。	【厚生労働省】認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、認知症の人を含む高齢者が利用することが多い業種における接遇方法に関する手引きを作成する。 【経済産業省】「当事者参画型開発モデル」の実践企業として、買い物や移動、食事、衣料、社会参加等を扱う事業者を採択。引き続き採択企業の支援を実施し、本人の意見を踏まえた、認知症になっても利用しやすい商品・サービス開発の好事例の収集を実施予定。
80 公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化を推進するとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)の移動等円滑化促進方針制度及び基本構想制度による面的・一体的なバリアフリー化を推進する。	国土交通省 警察庁	有		
81 ハード面では、認知症の人を含め、自動車を運転することができない高齢者や自動車の運転を避けたいと考えている高齢者に、自ら運転しなくても、移動できる手段を確保できるよう、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)により、地域の取組を推進する。あわせて、高齢化が進む中山間地域において、人流・物流を確保するため、自動運転移動サービスの実証・社会実装を推進する。また、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できる幅の広い歩道等の整備を推進する。加えて、踏切道に取り残された認知症高齢者等の歩行者を救済するため、検知能力の高い障害物検知装置や非常押しボタンの設置を推進する。 さらに、高速道路の逆走事故対策として、分岐部での物理的・視覚的対策、料金所開口部等の締切等を実施する。	国土交通省	有		
82 ソフト面では、認知症の人対応のための交通事業者向け接遇ガイドラインを作成・周知し、事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。また、一定の規模以上の公共交通事業者に対し、従来のハード対策に加えて、認知症の人を含む高齢者等に対する対応などの接遇・研修のあり方を含む計画の作成、取組状況の報告及び公表等の義務づけを実施する。	国土交通省	無	認知症施策推進大綱や新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて策定した「接遇ガイドライン(認知症の人編)」や「接遇ガイドライン(追補版)」を反映した「接遇研修モデルプログラム(改訂版)」について周知し、公共交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進した。	今後も引き続き、「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」や「接遇研修モデルプログラム」の周知を実施し、公共交通事業者による研修の充実及び適切な接遇の実施を推進する。

<p>83 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進及び高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実に関する各種施策を実施するとともに、全国交通安全運動等普及啓発活動を実施する。</p>	<p>内閣府</p>	<p>無</p>	<p>・「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)に基づき、高齢者に対する交通安全教育や車両安全対策の広報啓発を始めとした各種高齢運転者対策を推進した。 ・令和5年春の全国交通安全運動(5/11～5/20)の全国重点に関する主な推進項目として「高齢運転者の交通事故防止」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発を推進した。</p>	<p>・引き続き、「第11次交通安全基本計画」(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)に基づき、高齢者に対する交通安全教育や車両安全対策の広報啓発を始めとした各種高齢運転者対策を推進する。 ・令和5年秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)の全国重点に関する主な推進項目として「高齢運転者の交通事故防止」を掲げ、高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育及び広報啓発を推進していく。</p>
<p>84 安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、制度の在り方、当該免許制度に適した車両に必要となる安全運転支援機能の範囲や要件及び適合性確認の在り方並びに当該自動車の普及方策などについて関係省庁が連携して検討を行い、本年度内に方向性を得る。</p>	<p>警察庁</p>	<p>無</p>	<p>令和4年5月13日からサポートカー限定免許の制度が施行され、適切に運用している。</p>	<p>令和4年5月13日に施行されたサポートカー限定免許の制度を、引き続き適切に運用していく。</p>

85	地域の実情に応じ、見守り等を行うサービス付き高齢者向け住宅の整備を支援する。	国土交通省	有		
86	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づく、認知症の人を含む高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進する。	国土交通省	有		
87	認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制の構築を行う。	厚生労働省	有		
88	認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動、居住支援協議会・居住支援法人、地域運営組織による高齢者等の見守りや生活支援に関する活動の支援等を通じて、地域の見守り体制の構築を支援する。	厚生労働省 国土交通省 総務省	(有)	【総務省】高齢者等の見守り等の活動を行っている地域運営組織の活動経費に対する地方公共団体による支援に対して、地方財政措置を講じている。 (総務省以外は別途KPI設定有り)	【総務省】引き続き、高齢者等の見守り等の活動を行っている地域運営組織の活動経費に対する地方公共団体による支援に対して、地方財政措置を講ずる。 (総務省以外は別途KPI設定有り)
89	認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、既存の検索システムを把握し、広域検索時の連携体制を構築するとともに、検索ネットワークづくりやICTを活用した検索システムの普及を図る。	厚生労働省	有		
90	行方不明者については、引き続き厚生労働省ホームページ上の特設サイトの活用により、家族等が地方自治体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるようにする。	厚生労働省	無	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を行い、都道府県のホームページのリンクの更新作業を行った。 ・令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県に対し、身元不明認知症高齢者等に関する情報の掲載に向けた積極的な取組をお願いした。	・厚生労働省ホームページ上の特設サイトの管理を継続する。 ・引き続き全国課長会議等で、特設サイトについての周知を行う。
91	地域共生社会の実現に向けて、地域共生に資する多様な地域活動の普及・促進を図るとともに、断らない相談支援、伴走型支援を行う包括的な支援体制等について検討する。	厚生労働省	無	属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等に必要な予算を確保した。また、自治体や民間団体の人材の支援の質を高めていくため国において人材養成研修を行った。さらに、地域共生社会への理解や重層的支援体制整備事業への円滑な移行を促進するため、メディアプラットフォームへのコラム記載等による積極的な広報を実施するなど、包括的な支援体制の整備に向けた国や各自治体の取組状況等について、各都道府県、市町村、民間団体、その他関係者に広く周知等を行った。	引き続き、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業等に必要な予算を確保する。また、自治体や民間団体の人材の支援の質を高めていくため国において人材養成研修を行う。さらに、重層的支援体制整備事業への円滑な移行を促進するため、全国会議等の場を活用し、包括的な支援体制の整備に向けた国や各自治体の取組状況等について、都道府県、各都道府県、市町村、民間団体、その他関係者に広く周知等を行う。

<p>92 自治体による介護予防、日常生活支援の事例等をまとめた「これからの地域づくり戦略」の冊子を活用し、自治体との意見交換を行いつつ地域づくりを推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>令和4年度に創設した「地域づくり加速化事業」について、令和5年度も事業を継続し、市町村への伴走支援を実施している。支援に当たっては「これからの地域づくり戦略」や令和4年度老人保健健康等増進事業の「都道府県による市町村支援に活用するための支援パッケージ策定に係る調査研究」で作成した「支援パッケージ」を活用することにより市町村との対話を行い、全国の地域づくりを促進。</p>	<p>引き続き、「地域づくり加速化事業」の実施及びその成果や「これからの地域づくり戦略」等の周知により、地域づくりの全国的な推進を目指す。</p>
---	--------------	----------	---	---

93	緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードを自治体に対し周知し、利用を促進する。	厚生労働省	有		
94	認知症サポーターの量的な拡大を図るに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する。	厚生労働省	有		
95	「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する認証の仕組みを検討する。	厚生労働省	有		
96	「消費者志向経営優良事例表彰」、「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」「高齢社会フォーラム」の機会を活用し、事業者等による認知症に関する優れた取組を表彰する。	消費者庁 国土交通省 内閣府	無 (消費者 庁のみ 有)	<p>【消費者庁】内閣府特命担当大臣表彰を1件、消費者庁長官表彰を7件決定し、令和5年2月に、令和4年度消費者志向経営優良事例表彰表彰式を実施したところ。</p> <p>【国土交通省】第16回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」の受賞者として2件決定し、令和5年3月に表彰式を実施した。</p> <p>【内閣府】「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業」において、令和4年度は認知症に関する取組事例を表章した。</p>	<p>【消費者庁】令和5年度も、内閣府特命担当大臣表彰、消費者庁長官表彰を決定し、表彰式を実施する予定。</p> <p>【国土交通省】令和5年度内に第17回「国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰」を実施予定。</p> <p>【内閣府】令和4年度同様、「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業」において、令和5年度も認知症に関する取組事例を表章した。</p>
97	認知症の人本人の意見を踏まえて開発された商品・サービスの登録をする仕組みや、本人の意見を企業等へつなぐ仕組みを構築するとともに、商品開発等の好事例を収集し、認知症の人を含む高齢者が利用しやすい商品の開発等を支援する。	経済産業省	有		
98	認知症の人を含む高齢者が食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じず生活できる環境の整備に向けて、自治体を含む地域関係者と民間事業者等が連携した取組を後押しし、優良な事例を横展開する。	農林水産省	有		
99	買物しやすい環境整備(決済方法等)について検討する。	経済産業省	有		
100	後見制度支援信託やそれに並立・代替する預貯金(後見制度支援預金)の導入を推進する。	金融庁	有		
101	高齢者が保有している不動産を担保として、生活資金等の融資を行う取組(リバースモーゲージ)を普及する。	厚生労働省	無	社会福祉協議会や厚生労働省ホームページにおいて、不動産担保型生活資金の案内を行っている。	不動産担保型生活資金について、引き続き、必要な方への周知及び貸付を行う。
102	全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関(権利擁護センター等を含む)の整備や市町村計画の策定を推進する。	厚生労働省	有		

103	成年後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。	厚生労働省	有		
104	後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。	厚生労働省	有		
105	認知症の人を含む高齢者の消費相談は近年増加し、消費者トラブルに遭遇した場合の被害が多額かつ頻回となっている。このため、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制(消費者安全確保地域協議会)の構築を推進するとともに、政府広報等を通じて消費者被害に関する注意喚起を行う。	消費者庁	有		
106	高齢者虐待は依然として深刻な状況にある。このため、高齢者の虐待防止に向けた施策を推進する。	厚生労働省	無	<p>・厚生労働省が各自治体向けに策定している虐待対応マニュアルについて、各自治体の取組事例等を踏まえ、令和4年3月に改訂を行い、厚生労働省ホームページに公開した。</p>	<p>・高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組をより一層推進する観点から、社会保障審議会介護給付費分科会における検討結果に基づき、以下の措置を講じる。</p> <p>○虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとする。</p> <p>○短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算することとする。</p> <p>○訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、緊急やむを得ない理由等を記録することを義務付ける。</p>

107

<p>虐待防止のために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村において高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置を実施する。 ・地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくりを行う。 ・市町村における成年後見制度の首長申立てを周知し活用を促す。 ・身体拘束の実態を把握し、身体拘束ゼロに関する好事例の収集・発信を行う。 ・全国の法務局・地方法務局及びその支局における常設の人権相談所及び高齢者施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の広報周知を行う。 	<p>法務省 厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>【法務省】・全国の法務局において、法務局職員や人権擁護委員が、高齢者等をめぐる様々な人権問題について、面談・電話・手紙等による相談に応じている。また、老人福祉施設等の社会福祉施設や公民館において特設の人権相談所を開設しているほか、インターネット上でも人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を受け付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権相談等を通じて、高齢者に対する虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。 ・救済措置には、法的なアドバイス等をする「援助」や当事者間の話し合いを仲介する「調整」、人権侵害を行った者に対して改善を求めるための「説示」等がある。救済措置のうち「援助」と「調整」については、効果的なタイミングを考え、調査の途中で講じることもある。 ・高齢者に接する機会が多い社会福祉事業従業者等に対し、人権相談窓口を周知広報するためのリーフレットを配布している。 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における市町村長申立の実施状況を調査し、調査結果を公表することで活用を促したほか、令和4年度に実施した「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」等を踏まえ、市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行って、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例とともに自治体に周知した。 ・高齢者権利擁護等推進事業において、介護施設・サービス事業者への支援として、身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援として、ネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修等を行い虐待防止体制の推進を図った。 <p>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を実施し、身体拘束の件数等を把握した。また、高齢者の権利擁護に関する取組事例の発信を行った。</p>	<p>【法務省】引き続き、全国の法務局における常設の人権相談所及び老人福祉施設等の社会福祉施設や公民館における特設の人権相談所において、高齢者等をめぐる様々な人権問題について相談に応じる。人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。また、人権相談窓口の周知広報を行う。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>引き続き、市町村における市町村長申立の実施状況を調査し、調査結果を公表することで活用を促すほか、各自治体の要綱やマニュアル等の好事例の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、高齢者権利擁護等推進事業について、介護施設・サービス事業者への支援として、身体拘束ゼロ作戦推進会議や、市町村への支援としてネットワーク構築支援、市町村職員等の対応力強化研修等、虐待防止体制の推進に取り組む。 ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査を継続して実施し、身体拘束の件数を把握する。また、高齢者の権利擁護に関する取組事例の発信も引き続き行う。 ・平成13年の策定以降改定が行われていない「身体拘束ゼロへの手引き」について、訪問系サービス、通所系サービス等に関する記載や、在宅の高齢者や家族等への支援に関する記載の充実を行うなど、身体拘束の適正化の観点から、必要な改訂を行う。
---	----------------------	----------	--	---

108 認知症の発症に備える民間保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償責任保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押しする。	金融庁	有		
109 いくつかの自治体において、早期診断の促進や行方不明時の捜索等と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険への加入を支援する取組が始まっている。これらの取組について事例を収集し、政策効果の分析を行う。	厚生労働省	無	令和2年度の調査研究では、導入した自治体においても導入後間もないことなどから、加入者数はまだ少なく、補償件数の実績も少ないため、さらなる事例収集等の必要性があった。	今後、適切な時期において実態把握、事例収集を行い、政策効果の分析を行う。
110 適当な帰住先がない受刑者等が、釈放後に必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、関係機関が連携して矯正施設在所中から必要な調整を行う「特別調整」等(出口支援)を推進する。認知症高齢受刑者の実態調査を行い、その結果を踏まえた処遇の在り方を検討する。	法務省 厚生労働省	無	<p>【法務省】法務省においては、矯正施設及び保護観察所が地域生活定着支援センターと連携して、平成21年度から、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等について、釈放後直ちに必要な福祉サービス等を円滑に利用できるよう、特別調整を始めとする福祉的支援に係る調整を行っている。令和3年度から、矯正施設に加えて、地方更生保護委員会が、特別調整対象者の早期の選定、帰住地確保のため、特別調整候補者の選定等に新たに関与している。</p> <p>さらに矯正施設では、一部の施設において、認知症高齢受刑者の特性を踏まえた処遇の推進と実態把握のため、認知症スクリーニング検査等を実施していたところ、令和2年度及び令和3年度に行った検査結果の活用状況等に関する調査を踏まえて、令和5年4月からは、全ての施設における入所時年齢65歳以上の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査を実施するとともに、当該検査の結果を踏まえて、特性に応じた処遇の実施に努めている。</p> <p>【厚生労働省】平成21年度から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない認知症の人を含む高齢者等が、矯正施設出所後に、福祉サービス等を円滑に利用できるようにするため、都道府県が設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、矯正施設入所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる取組を実施している。</p> <p>令和2年度から、認知症を含む高齢等により特に自立が困難な受刑者等に対し、釈放後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、都道府県に設置された地域生活定着支援センターが中心となって、地域ネットワークの強化等により司法と福祉との多機関連携による支援を推進している。</p>	<p>【法務省】法務省は、矯正施設及び更生保護官署において、地域生活定着支援センターと引き続き緊密な連携を図りながら、高齢・障害等により自立が困難な受刑者等に対する特別調整等の福祉的支援を推進する。</p> <p>また、左記の調査等を踏まえて、今後の認知症高齢受刑者に対する処遇の在り方を引き続き検討する。</p> <p>【厚生労働省】受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない認知症の人を含む高齢者等が、矯正施設出所後に、福祉サービス等を円滑に利用できるよう、都道府県が設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、矯正施設入所中から必要な調整を行い、釈放後の支援につなげる取組や、釈放後速やかに福祉サービス等を受けられることができるよう、官民協働による地域ネットワーク強化等の支援を引き続き推進する。</p>

<p>111 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）に関し、関係機関の連携の在り方について検討する。</p>	<p>法務省 厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>【法務省】平成30年度から開催した、厚生労働省と共に一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会の検討結果に基づき、令和3年度から、地域生活定着支援センターと連携した支援等を行っており、令和4年度からは、事案に応じ、弁護士との連携を開始している。</p> <p>【厚生労働省】効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会が取りまとめた報告書に基づき、令和3年度から刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、認知症を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者に対して、地域生活定着支援センターが、検察庁、矯正施設、保護観察所等と連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う取組を行っている。令和4年度からはこの取組において、より多くの認知症等を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者を支援につなげられるよう、弁護士との連携強化を促進している。</p>	<p>【法務省】引き続き、刑事司法関係機関の機能強化のための取組や、刑事司法関係機関と福祉関係機関等との連携強化のための取組等を推進していくこととしている。</p> <p>【厚生労働省】令和3年度から実施している刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、認知症を含む高齢等により、福祉的な支援を必要とする者に対して支援を行う取組について、令和4年度から実施している弁護士との連携強化の促進も含めて引き続き推進する。</p>
---	----------------------	----------	---	--

(2)若年性認知症の人への支援

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
112 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センターをはじめとする医療機関や地域包括支援センター等における若年性認知症支援のハンドブックの配布、都道府県ごとの専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援コーディネーターの配置等の施策を引き続き推進する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)によって、都道府県や指定都市に対して、若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置を支援した。	引き続き、介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業(若年性認知症施策総合推進事業)による、若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成や若年性認知症支援コーディネーターの設置への支援を継続する。
113 若年性認知症支援コーディネーターの活動に関する好事例を収集し、それをもとに効果的な配置のあり方やコーディネーターの資質の向上策について検討する。	厚生労働省	無	令和2年度老人保健健康増進等事業にて実施した、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方等に関する調査研究について、令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において改めて周知した。	引き続き、若年性認知症支援コーディネーターの効果的な配置の在り方や資質の向上策、好事例を都道府県へ周知する。
114 若年性認知症支援コーディネーターの役割として、就労・社会参加のネットワーク作りに加え、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員との広域的なネットワークづくりを推進する。	厚生労働省	無	令和4年度老人保健健康増進等事業において、若年性認知症支援コーディネーターが市町村の認知症地域支援推進員や地域包括支援センターとの連携体制を構築していくポイントを整理し、手引きの作成に取り組んだ。	調査研究事業の結果を周知するとともに、若年性認知症支援コーディネーターが市町村の認知症地域支援推進員や地域包括支援センターとの連携体制を構築を図る。
115 若年性認知症に関する電話相談を受けるための「若年性認知症コールセンター」について、運営を継続する。	厚生労働省	無	介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)によって、「若年性認知症コールセンター」の運営を支援した。	引き続き、介護保険事業費補助金の認知症施策等総合支援事業(全国若年性認知症支援センター運営事業)による、「若年性認知症コールセンター」の運営への支援を継続する。
116 障害者施策における就労継続支援事業所等での若年性認知症の人の受入れの実態を把握し、好事例を収集する。	厚生労働省	無	関係団体等からのヒアリングを通じて事例収集を行い、厚生労働省のホームページ等を通じて、就労継続支援事業所等に取組事例等について情報提供を行った。	関係団体等からのヒアリングを通じて引き続き事例収集を行うと共に、厚生労働省のホームページ等を通じて、就労継続支援事業所等に取組事例等について情報提供を継続する。
117 若年性認知症に対する今後の対策を検討するため、その実態把握と対応施策に関する調査研究を行う。	厚生労働省	有		

(3)社会参加支援

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
118 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、介護予防にもつながる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、地域活動やマルシェの開催等に参画する取組を推進する。	厚生労働省	無	・地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)により、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する支援を継続した。	引き続き、地域支援事業の認知症総合支援事業(認知症地域支援・ケア向上事業)による、認知症高齢者をはじめとする高齢者や若年性認知症の人の社会参加活動の体制整備事業の実施に関する企画・調整を担う認知症地域支援推進員の設置への支援を継続する。
119 自治体の社会教育部署等が行う社会教育施設での講座の受講による学びを通じた高齢者の地域社会への参画を促進する。	文部科学省	有		

120 通所介護(デイサービス)などの介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討する。	厚生労働省	無	調査研究事業の結果を周知するとともに、認知症の人を含む利用者の地域における参加・交流の広がりを図った。	引き続き、調査研究事業の結果を周知するとともに、認知症の人を含む利用者の地域における参加・交流の広がりを図る。
--	-------	---	---	---

5. 研究開発・産業促進・国際展開

(1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
121 「日本医療研究開発機構(AMED)」は、日本国内の研究機関等に対し、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデル等の研究開発など、様々な病態やステージを対象に研究開発の支援を行う。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】認知症やうつ病などの精神・神経疾患等の革新的診断・予防・治療法を確立し、精神・神経疾患等を克服することを最終目標として、発症に関わる脳神経回路や機能の解明に向けた研究開発及び基盤整備を推進した。 【厚生労働省】 認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の開発に係る研究を支援・推進している。	【文部科学省】脳神経科学統合プログラムを立ち上げ、基礎と臨床の連携やアカデミアと産業界の連携の強化により、これまでの革新技術・研究基盤の成果をさらに発展させ、脳のメカニズム解明等を進めるとともに、数理モデルの研究基盤(デジタル脳)を整備し、認知症等の脳神経疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進。 【厚生労働省】 引き続き、認知症発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法等の開発に係る研究を支援・推進する。
122 各研究機関は自らの事業としても認知症に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	国立長寿医療研究センター等の研究を実施するセンターおよび大学等の研究機関は、AMEDと協働のもとに自らの事業として認知症に関する研究開発を進めている。	引き続き、各研究機関がAMEDと協働のもとに自らの事業として認知症に関する研究開発を進めていく。
123 例えば、認知症等の精神・神経疾患の発症や進行の仕組みを明らかにし、診断法や治療法の研究開発を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	【文部科学省】統合失調症、うつ病、双極性障害において、動機付けや意思決定、記憶や言語処理に関する大脳辺縁ネットワークにおける自己抑制性の因果性結合(脳領域間の因果関係を考慮に入れた機能的な結合)が3疾患で共通して減少していることを明らかにした。 【厚生労働省】 AMEDにおいて、後向きコホートデータを活用した認知症性疾患の層別化と病態機構解明に資する研究やヒト由来データ・試料を活用した認知症疾患の病態メカニズム解明に向けた研究等の、認知症発症の関連解明に係る研究を実施した。	【文部科学省】脳神経科学統合プログラムを立ち上げ、認知症等の精神・神経疾患の発症や進行の仕組みを明らかにする研究開発を推進する。 【厚生労働省】 引き続き、他領域の研究とも連携をはかりながら、さらに認知症発症の病態メカニズム解明の研究開発を支援・推進していく。
124 特に、糖尿病等の危険因子と認知症発症の関連解明を進める。	厚生労働省	無	AMEDにおいて、後向きコホートデータを活用した認知症性疾患の層別化と病態機構解明に資する研究やヒト由来データ・試料を活用した認知症疾患の病態メカニズム解明に向けた研究等の、認知症発症の関連解明に係る研究を実施した。	引き続き、他領域の研究とも連携しながら、さらに認知症発症の病態メカニズム解明の研究開発を支援・推進していく。

125

<p>ヒトの精神活動にとって重要な回路の同定等を行うことにより、精神・神経疾患の理解につなげる。</p>	<p>文部科学省 厚生労働省</p>	<p>無</p>	<p>【文部科学省】統合失調症、うつ病、双極性障害において、動機付けや意思決定、記憶や言語処理に関係する大脳辺縁ネットワークにおける自己抑制性の因果性結合(脳領域間の因果関係を考慮に入れた機能的な結合)が3疾患で共通して減少していることを明らかにした。</p> <p>【厚生労働省】 令和3年度より認知症研究開発において「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」を実施している。(令和7年度まで継続予定)</p>	<p>【文部科学省】脳神経科学統合プログラムを立ち上げ、ヒトの精神活動にとって重要な回路の同定等を行い、精神・神経疾患の理解を推進する。</p> <p>【厚生労働省】 「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」について、進捗を確認しつつ研究を推進していく。</p>
--	------------------------	----------	--	--

126	特に、ヒトの脳画像等の解析による精神・神経疾患の発症の仕組みの解明を進める。	文部科学省 厚生労働省	無	<p>【文部科学省】①統合失調症の幻聴の有無による脳構造の変化を比較的大規模なデータセットを用い検討し、幻聴の発生に関わる脳部位を明らかにした。②アルツハイマー病、パーキンソン病及びその中間的な位置するレビー小体認知症を、複数のマーカーを用いて、症状との関連で疾患の発症・進展の特徴、その責任神経回路を解析した。</p> <p>【厚生労働省】令和3年度より「認知症性疾患の層別化に係る各種診断技術・プロトコルの標準化を目的とする研究」を実施。(令和7年度まで継続予定) さらに、この研究を、並行して実施されている認知症ステージ別コホート研究と連携することで、病態の進行の全体像を把握し、病態の発症や進行の仕組みの解明を進めている。</p>	<p>【文部科学省】脳神経科学統合プログラムを立ち上げ、①脳画像等の解析を行い、精神・神経疾患の発症の仕組みの解明のための研究開発を推進する。②疾患を特徴付ける神経回路が複数明らかになりつつあるため、関連の研究開発を推進する。</p> <p>【厚生労働省】画像解析等とゲノム解析を連携することなどにより、認知症ステージ別コホート研究を推進し、病態の進行の全体像を把握し、病態の発症や進行の仕組みの解明を進めていく。</p>
127	認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進していく。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> ・予防法については、J-MNT研究(令和元年度～4年度)において多因子による介入研究を実施した(経済産業省)。 ・診断法については、血液中プロチリンの解析および反応性アストログリオーシスの定量かによる研究開発を推進している。 ・治療法としては、BAN2401(エーザイ社)(抗アミロイドβ抗体治療薬)が承認されたことを受け、上市に伴う社会的課題についての研究を実施した。 ・介護モデルに関しては、老人保健健康増進等事業において「BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」等を実施している。 	引き続き、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発を推進していく。
128	特に、運動や難聴等の危険因子に対する予防介入研究や生体試料を活用した認知症の病態解明、認知症の診断や治療効果の評価に資するバイオマーカー開発、疾患修飾薬開発を推進するための研究を行う。	厚生労働省 文部科学省	有		
129	BPSDに対する予防法、治療法及びケア技術に関する研究開発を進める。	厚生労働省	無	令和3年度より、認知症研究開発において「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」を実施。(令和7年度まで継続予定)	「BPSDの病態解明と生物学的エビデンスに基づくケア・介入手法開発に資する層別化研究」について、進捗を確認しつつ研究を進めていく。
130	認知症の予防法やケアに関する技術・サービス・機器等の効果を検証し、効果を評価するための指標の確立を図る。	経済産業省	有		

<p>131 認知症の人の自立支援や介護者の負担軽減のため、日本の優れたロボット技術やセンサー、ICT技術を活用した機器開発等を行う。</p>	<p>厚生労働省 経済産業省 総務省</p>	<p>無</p>	<p>【厚生労働省】①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、令和5年6月末時点で、相談窓口を16箇所、リビングラボを8箇所設置。介護ロボットの開発・普及に向けて、支援を実施した</p> <p>【経済産業省】ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強化事業)」において令和4年度より3件の開発を行ってきたところ。</p> <p>【総務省】AMEDにおける令和5年3月までの研究開発事業として、AIによるBPSD予測の精度向上、社会実装に向けたユーザーインターフェースの改善等を行った。</p>	<p>【厚生労働省】引き続き介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにより介護ロボットの開発・普及に向けた支援を実施する。</p> <p>【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強化事業)」において令和5年度に2件の新規採択を行った。</p> <p>【総務省】令和5年7月より、本事業の開発成果を用いた認知症ケア補助システムの販売が開始された。今後は、広報等を通じて、同システムの普及展開を支援していく予定。</p>
---	--------------------------------	----------	--	---

132	介護現場のニーズに適した実用性の高い機器の開発が促進されるよう、開発の早い段階から現場のニーズの反映や試作機器についての介護現場での実証等を行う。	厚生労働省 経済産業省	無	【厚生労働省】①介護施設等(ニーズ側)・開発企業等(シーズ側)の一元的な相談窓口、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、令和5年6月末時点で、相談窓口を16箇所、リビングラボを8箇所設置。介護ロボットの開発・普及に向けて、支援を実施した。 【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強化事業)」においては、採択の際、効果検証を行う介護施設や介護サービス事業者等との連携を条件としている。	【厚生労働省】引き続き介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームにより介護ロボットの開発・普及に向けた支援を実施する。 【経済産業省】「ロボット介護機器開発等推進事業(医療機器等における先進的研究開発・開発体制強化事業)」において、介護施設や介護サービス事業者等との連携を進め、ニーズの反映等を進める。
133	上記に加えて、認知症施策を推進し、行政的・社会的問題を解決するために必要な調査研究等を行う。	厚生労働省	無	厚生労働科学研究事業等において、「独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・持続化するための研究」や「若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究」等の調査研究を実施している。	引き続き、行政的・社会的問題を解決するための調査研究を実施する。
134	特に、認知症の人や家族の生活の質を反映したアウトカム評価を含め定期的に認知症の人や家族の実態を把握するための調査、	厚生労働省	無	・厚生労働科学研究「認知症の家族のための『パーソナルBPSDケア電子ノート』と『疾患別認知行動療法プログラム』の開発と効果検証のための研究」(令和2～4年度)を実施した。	厚生労働科学研究「認知症の家族のための『パーソナルBPSDケア電子ノート』と『疾患別認知行動療法プログラム』の開発と効果検証のための研究」の結果について周知を検討していく。
135	家族負担軽減に焦点をあてた地域での生活を支援するための研究、地域移行及び地域における生活の維持のため、家族・介護者に情報提供することによってADL・IADLの維持向上を図るための研究開発等を実施する。	厚生労働省	無	・厚生労働科学研究「若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究」(令和7年度まで継続予定)を実施した。	引き続き、「若年性認知症の病態・支援等に関する実態把握と適切な治療及び支援につなぐプロセスの構築に資する研究」について、進捗を確認しつつ、研究推進していく。

(2) 研究基盤の構築

	KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
136	AMEDにおいて、日本国内の研究機関等に対し、コホート研究の推進や認知症の人等の登録の仕組みの構築、生体情報・試料等収集体制の構築を支援する。	厚生労働省	無	・地域住民観察型コホート研究、臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験を推進している。 ・令和5年度から、遺伝性認知症コホートを構築について検討を行っている。	引き続き地域住民観察型コホート研究、遺伝性認知症を含む臨床治験促進型コホート研究を促進し、リスク因子の解明、創薬ターゲットの発見および臨床治験を推進していく。
137	また、これらの推進に向けて様々な方策を検討する。各研究機関は自らの事業としてもこれら研究基盤の構築を進める。	厚生労働省	無	国立長寿医療研究センター等の研究を実施するセンターおよび大学等の研究機関は、AMEDと協働のもとに自らの事業として認知症に関する研究開発を進めている。	引き続き、各研究機関がAMEDと協働のもとに自らの事業としても認知症に関する研究を進捗確認しながら、開発を進めていく。
138	認知症の発症と進行の経緯、危険因子、予防因子を明らかにする全国規模のコホート研究(一万人コホート)の中で、定期的に住民追跡調査を行う。	厚生労働省	無	全国規模のコホート研究について、継続的な追跡調査(毎年の健診、手紙・電話調査等)を実施し進めている。	引き続き全国規模のコホート研究について推進する。

139 既存のコホート研究を整理したうえで、認知症発症前の人、軽度認知障害の人、認知症の人が研究や治験に参加する際に容易に登録できる仕組みを構築する。	厚生労働省	有		
140 生体情報・試料等の収集体制として、地域住民や認知症を含む精神・神経疾患の人を対象とするバイオバンクの構築など、研究を加速させ、研究成果を速やかに実用化につなげるための体制の構築を進める。	厚生労働省	無	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模認知症コホート(一万人コホート)(地域住民11,410人)における全ゲノム解析とGWAS解析を行った。さらに疫学データ、生体サンプルデータとの関係を解析している。 ・CANDDs等のデータバンクへの整備を検討・準備している。 	引き続き全国規模のコホート研究について推進する。

(3) 産業促進・国際展開

KPI/目標	所管	KPI設定	4年目FU (R5.6月末時点の実施状況 R4.7月～R5.6月)	4年目FU (R5.7月以降の取組予定)
141 産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携・イノベーションの創出・社会実装を推進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】令和4年度認知症バリアフリーワーキンググループにおいて、業態等に応じた4業種の認知症の人への接遇方法に関する手引き「認知症バリアフリー社会実現のための手引き」を作成した。</p> <p>【経済産業省】認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、製品・サービスの開発についての課題・論点として、①当事者参画型開発モデル、②共生・予防等の評価指標について検討を行うとともに、「認知症共生社会の実現に向けた製品・サービスの効果検証事業」補助金等において、優れたサービスの社会実装を支援。</p>	<p>【厚生労働省】認知症バリアフリーの取組をさらに広げていくため、認知症の人を含む高齢者が利用することが多い業種における接遇方法に関する手引きを作成する。</p> <p>【経済産業省】引き続き、認知症イノベーションアライアンスワーキンググループにおいて、製品・サービスの開発について、①当事者参画型開発モデルの普及においては、実践企業の公募や表彰制度の検討などを通じて、産業界の認知症に関する取組の機運醸成を実施予定。また、②予防に関する提言の普及についても、事業者団体やアカデミア等を通じた周知を実施し、優れたサービスの社会実装を支援。</p>
142 研究開発の成果及び実践される認知症ケアの進捗等に応じて、「アジア健康構想」の枠組みも活用し、介護サービス等の国際展開を推進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>G7保健大臣会合が長崎市において開催され、議長国として高齢化と認知症について保健大臣宣言のとりまとめに寄与したほか、英国やカナダの保健大臣も参加する同会合の開催記念認知症シンポジウムを開催するなど、日本の認知症施策を世界に向けて発信した。</p>	<p>引き続き、万博等の関連する国際会議の動向を踏まえつつ、個別の依頼に基づく外国政府やその他の介護関係者等との会議・情報共有(各種調査)の機会を</p>
143 世界でも最速で高齢社会に突入した日本の経験を共有し、国際交流を促進する。	厚生労働省 経済産業省	無	<p>【厚生労働省】以下の機会等を通じて、日本の経験の共有や国際交流を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WHO認知症ハイレベル・バーチャルセッション ・ウェビナー登壇(日本の高齢者政策と認知症政策) ・日中韓保健大臣会合 ・OECDからのCOVID-19パンデミックへの政策対応や、医療システムのレジリエンスを高めるための取組に関する調査への回答 <p>【経済産業省】オランダ保健省政府との意見交換など、国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等との面談の機会を活用し、認知症施策について発信を実施した</p>	<p>【厚生労働省】引き続き、万博等の関連する国際会議の動向を踏まえつつ、個別の依頼に基づく外国政府やその他の介護関係者等との会議・情報共有(各種調査)の機会を活用し、日本の介護保険及び認知症施策について発信していく。また、WHOの調査等の取り組みに協力する。</p> <p>【経済産業省】国際会議の機会や個別の依頼に基づく外国政府等との面談の機会を活用し、認知症施策について発信していく。</p>